

いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本基本方針は、学校・家庭・地域及び関係機関の連携のもと、いじめの防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等の取組に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

- ① いじめは、すべての児童に関係する問題である。学習をはじめ、安心して学校生活を送ることができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるものとする。
- ② いじめを認識しながら、これを放置してはいけない。すべての児童がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- ③ いじめは決して許されない行為である。しかしいじめは、どの学校でもどの児童にも起こり得ることを想定し、学校においてはいじめは児童の生命や心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応し、100%の解消を目指す。
- ④ 児童の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭において、いじめの未然防止に向けた啓発活動に取り組む。また教育相談及び支援体制の整備・充実を図る。
- ⑤ 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要となり、社会全体でいじめの防止等に取り組む。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項より）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識する。また、いじめられた児童の立場に立ち訴えを真摯に受け止めるとともに、事実関係を正確に把握し組織的に対応していく。

- ① いじめは、人間として絶対許されない行為である。
- ② いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な様態がある。
- ⑤ 被害者、加害者の二者関係だけでなく第三者の影響が事の重大さ、いじめられる期間の長短

に大きく左右することを認識する。

- ⑥ いじめは、解消後も注視（見守り）が必要である。
- ⑦ いじめは、学校・家庭・地域（社会）など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ⑧ いじめを認識しながらそれを放置することは許されない。すべての児童がいじめ問題に関して理解が深められるよう、お互いを尊重し合う意識や態度を育成する必要がある。

いじめの構造

D 見て見ぬふりをする児童（傍観者）

- ・自分がいじめられないために関わらない。
- ・いじめられている者の気持ちが理解できない。

C 周りではやし立てる児童（観衆）

- ・いじめをおもしろがる。
- ・時にはいじめに加わる。

B いじめる児童

A いじめられる児童

（４）基本姿勢

- ①児童の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ②常に児童の学校生活に気を配り、いじめを認知した場合は、組織をあげて迅速に対応し早期解消を目指す。
- ③いじめ問題に関して保護者や地域、関係機関との連携強化を図り、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整備する。
- ④教職員のいじめの防止等、生徒指導に関する資質の向上を図り、学校が一丸となり組織的に対応していく。

3 学校の取組

（１）朝霞第十小学校「いじめ防止対策委員会」の設置

教職員全員で共通理解を図り、総合的・組織的にいじめ防止対策を行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

いじめ防止対策委員会 （月１回の生徒指導委員会を兼ねる）

○常任構成員・・・校長、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導部員代表１名

○非常任・・・教頭、教務主任、学年主任、学級担任、外部諸機関の方

※特定の学年・学級に対して取組や課題解決が必要な場合に応じて参加する。

②役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、及び児童や保護者・地域に対するいじめ防止に関する啓発等に関することを行う。

ア、学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を

行う。

イ、PDCAサイクルを活用して、指導・支援の途中において取組を検証し、必要があれば修正していく。また、問題の解消を継続して見届ける。

ウ、構成員は日頃より児童理解を深めるとともに、教職員等との情報交換や情報共有を日常的に進め、いじめの未然防止・早期発見の推進的役割を果たす。

エ、いじめの兆候や相談があった場合には、迅速な情報収集と情報共有を行うとともに、対応の方針と指導・支援方法を決定する中核的役割を果たす。

オ、児童や保護者及び地域等からのいじめの相談や連絡を受ける体制を整備する。

カ、重大事態が起きた場合は、学校設置者（朝霞市教育委員会）に迅速に報告した上で、必要な支援を受け、解消に向けた取組を行う。

③開催日

○定例会を月1回、生徒指導部会と兼ねる。

※ただし、いじめの兆候を把握した場合やいじめに関する情報が入った場合は、随時に開催する。

（２）いじめの未然防止

道徳教育や体験活動等をはじめ様々な教育活動を展開することを通して豊かな心を育み、「いじめない」「いじめを許さない」児童を育成していく。特に、心通う人間関係を結んでいくことがいじめの防止等に不可欠と考え、以下のように取り組んでいく。

① 学校として

ア 全教職員が危機意識をもち、気になることをすぐに伝え合う雰囲気醸成

イ 「いじめは、絶対に許さない。」「いじめられている子どもを守り抜く。」取組の実施

ウ 「いじめ防止対策委員会」の設置

エ いじめの理解と抑止に結びつく調査の実施

オ 道徳や人権の学習を通して、心の教育の推進

カ 社会性を育成するプログラムの実践

② 教師の言動や姿勢

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。教師一人一人が普段の指導について絶えず検証していく必要がある。

ア 児童の悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会をとらえてキャッチする。

イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもってあたる。

ウ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢で、いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援を行い、また、その保護者に対する情報提供及び支援を行う。

エ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。

③ 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごす。それゆえ、いじめを未然に防止するうえで、学級づくりは大変重要である。(学級づくりのポイント)

ア 児童の心を理解する。(先生は自分の気持ちをわかってくれている。)

イ すべての児童が安心して教育を受けられる居場所をつくる。

ウ 見守る。(いつもどこかで先生は見守っていてくれる。)

エ 基準を示す。(「・・・してはならない。」だけでなく、「こんなときはこうするといいいよ。」と示す。)

オ わかる楽しさを味わわせる。

カ 互いのよさに気付き、自分との違いを認め、互いに尊重し合う態度を育成する。

キ 児童が問題を解決しながら、他者と調和していく社会的能力を育成する。

④ 授業等の教育活動について

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちである。そして、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっていると考えられることから、児童に学ぶ喜びを味わわせ学ぶ意欲をもたせることが、いじめの未然防止の方法の一つとなる。また、委員会活動や学校行事など様々な教育活動を通して、心の通う人間関係を結ぶ能力の素地を養うことも、いじめの未然防止に大変有効である。

ア 「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造するポイント

- ・児童理解を深める
- ・学習意欲を高める
- ・個を生かす活動を工夫する
- ・個の考えを深める活動を工夫する
- ・体験的な活動を工夫する
- ・評価を工夫する

イ 豊かな心を育成するために

- ・道徳教育(「考え、議論する道徳」の授業等)、情操教育(学校ファームや合唱指導等)、人権教育、キャリア教育・福祉教育・情報教育等を推進する。
- ・いじめの防止等に関わる校長講話や学校だよりの配布、全学級で「いじめの防止等」に関わる道徳授業の実施など「いじめ防止月間」の取組を行う。

ウ 所属感と自己有用感及び規範意識等を高めるために

- ・委員会活動、クラブ活動、学校行事等の取組を充実させる。

⑤ 教育相談活動の充実

児童が抱える悩みや不安などを解消するための支援を通じてより良い人格の形成を図ることは、いじめの未然防止のために不可欠である。すべての児童に、また問題や課題を抱える子どもに対して、きめ細かな教育相談活動を展開する。

ア 日頃から児童に接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

イ 教育相談体制の充実を図り、生徒理解に基づいた相談活動を実施する。

ウ 校区のさわやか相談員による定期訪問やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用するなどして、専門的な視点からの教育相談を実施する。

エ 「彩の国生徒指導ハンドブック『New 1's』・国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」等を活用した校内研修を実施する。

オ 朝霞市教育委員会資料「ひとりで悩まないで」等を配付し、相談窓口について児

童及び保護者に周知する。

(3) いじめの早期発見

教職員は、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という共通の危機意識を持ち、すべての教育活動を通じて、児童の状況をきめ細かく観察するとともに、アンテナを高くして変化を察知し、いじめを受けている兆候を見逃さないよう努める。些細な兆候であっても、いじめを受けているのではないかと考え、個別に当該児童に声をかけ相談活動を行うなどして、的確に状況の把握に努めることが肝要である。

ア 担任の心がけ

- ・ともに学び、ともに喜び、いつでも児童を支えていく「支援者・援助者としての教師」であることを児童に意識させる。
- ・児童の人間関係や力関係などを観察する。

(学級会活動・授業・給食・清掃などの時間における観察、日記指導など)

イ 児童及び保護者に対してアンケート調査を定期的(年3回以上)実施する。

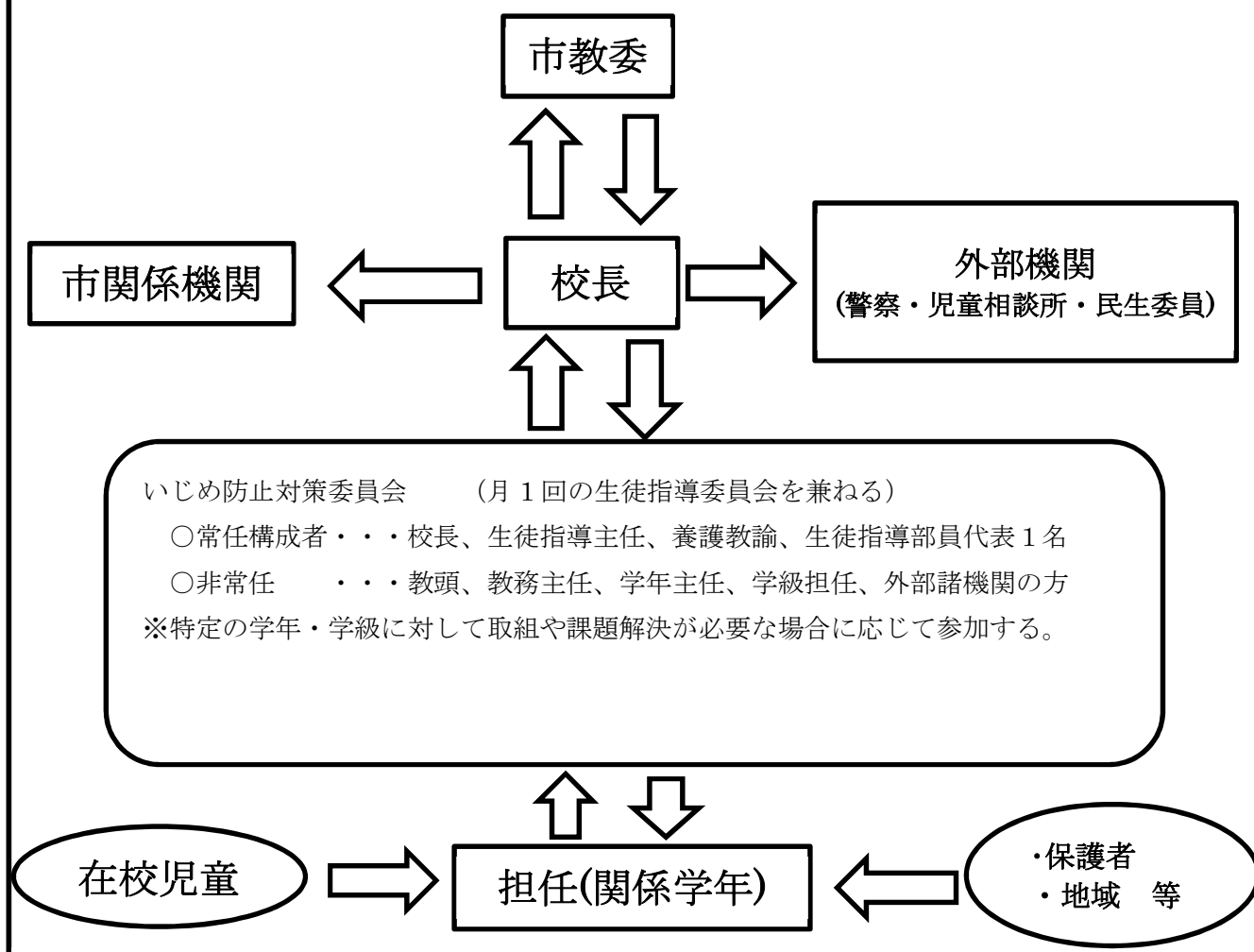
児童に対して

学校独自のアンケート月1回、
朝霞市教育委員会「心と生活アンケート」等

ウ 保護者実施の「いじめのアンケート」を活用する。

エ 日頃から教職員間で情報交換を密に行うとともに、生徒指導主任を中心に「いじめ防止対策委員会」で収集した情報を整理し、全教職員で共有する。(ネットワーク)

○いじめ防止・予防・事前取組に関する組織



(4) いじめの早期対応

いじめの連絡・相談を受けた場合は、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」を開催し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応し、早期解決を図る。

対応の流れ	教職員の動き	留意点
1 いじめ情報のキャッチ（認知） 2 報告 ・憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告 1日目に対応（その日に）	担任 ←児童・教職員・保護者・地域 ↓ <u>情報</u> 担任 →学年主任 ↓ 生徒指導主任 管理職 ↓指示 担任 些細なトラブルは即指導	・小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。 ・訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意を伝える。
3 事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事実聴取 ・他児童、教職員からの情報収集	いじめと認知、判断した場合 ↓ <u>報告</u> 関係教職員 ↓事情聴取 被害者 加害者 周りの児童 ↓ <u>情報の突合せ・報告</u> 関係教職員 ↓ <u>報告</u> 管理職 ↓ <u>指示</u> 担任 生徒指導主任 ↓連絡 ↓連絡 被害者の保護者 加害者の保護者 （連絡は適任者で行う）	・訴え、申し出に対してはその日のうちに行動する。 ・「大丈夫」の発言をうのみにしない。 ・面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート
4 問題状況の総合的な把握・理解	生徒指導主任： ↓ 資料作成、チーム会議の招集	・事実の経過に沿って情報を共有する。
5 いじめ防止対策委員会の活動 ・必要に応じて会議を複数回、継続的に開催する。（遅くとも3日目までに）	いじめ防止対策委員会（会議①） 管理職・生徒指導主任・担任 学年主任・養護教諭 （目的） アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立	・いじめを確実に止める。 ・双方の意見を傾聴し見立て、教職員一丸となって毅然とした態度で対応する。
6 事実の究明と支援 ・指導を行う。（サポートチーム構築・関	被害者、加害者、周囲の児童への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うかなどを明確にする）	・必要に応じて関係

係機関との連携) ・指導の徹底 (解決後も含め継続的に 指導する。)		機関と連携して指導する。 (SC・SSW・さわやか相談員・朝霞市子ども相談室・主任児童委員・児童相談所・朝霞警察署等)
7 経過観察・全教職員による情報の共有	関係した児童(保護者)に対して指導後も経過を観察する	継続した指導と支援
8 問題の解決	最後まできちんと見届ける	継続した見守りを続ける。

いじめの場合と対応

1 いじめの事実がない場合 ・一人で判断しない。情報を集めチームで対応 ・いじめを訴える児童の話をもとに教育相談を継続 ・継続的な行動観察と援助
2 いじめの事実があった場合 ・いじめられる児童の安全確保と継続的援助 ・いじめの児童への指導と援助 ・恐喝・暴力行為等は警察と連携
3 いじめている児童がいじめではないという場合 ・いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する ・その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる
4 いじめられている児童がいじめではないという場合 ・いじめという言葉を使わずに、どのような行為をされたのかを確認する ・つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助をおこなう

(5) 重大事態への対応

いじめを背景とした重大事態(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患が発症した場合、不登校になった場合、児童や保護者から重大事態に至ったと申立てがあった場合 等)については、事実関係を詳細かつ速やかに調査するとともに朝霞市教育委員会に報告し、指示を受ける。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策と対応

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止できる、または効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を実施する。

また、児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行う。削除できない場合はプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて専門機関に協力を求める。